

市第44号議案

横浜市手数料条例の一部改正

横浜市手数料条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和元年9月3日提出

横浜市長 林 文子

横浜市条例（番号）

横浜市手数料条例の一部を改正する条例

横浜市手数料条例（平成12年3月横浜市条例第32号）の一部を次のように改正する。

第2条第130号中「第20条の2第13項」を「第20条の2第14項」に、「第38条の4第22項」を「第38条の4第23項」に改め、同条第139号の11中「（次号から第139号の12の2までにおいて）」を「（以下）」に改め、同条第139号の17ア中「この号、次号、第139号の20、第139号の21、第139号の25、第139号の26、第139号の28、第139号の29及び第139号の31において」を削り、同号イ(ア)中「同時に申請を行う住戸の合計数（以下この号、次号、第139号の25及び第139号の26において「同時申請住戸数」という。）」を「同時申請住戸数」に改め、同条第139号の25中「同法第30条第2項の規定による申出をしない場合」を「同条第3項各号に掲げる事項が記載されていないもの」に、「同条第1項各号」を「同法第30条第1項第1号から第3号まで」に、「認定申請手数料は、」を「認定申請手数料（同条第2項の規定による申出をしない場合に限る。）は、申請建築物（同法第29条第3項に規定する申請建築物をいう。次号から第139号の30までにおいて同じ。）の」に改め、同条第139号の26中「同法第30条第2項の規定による申出をしない場合」を「

同条第 3 項各号に掲げる事項が記載されていないもの」に、「同条第 1 項各号」を「同法第 30 条第 1 項第 1 号から第 3 号まで」に、「認定申請手数料は、」を「認定申請手数料（同条第 2 項の規定による申出をしない場合に限る。）は、申請建築物の」に改め、同号の次に次の 1 号を加える。

(139) の 26 の 2 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第 29 条第 1 項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画（同条第 3 項各号に掲げる事項が記載されているものに限る。）の認定申請手数料（同法第 30 条第 2 項の規定による申出をしない場合に限る。）は、申請建築物の用途及び住戸の数又は床面積に応じ第 139 号の 25 ア若しくはウ又は前号ア若しくはウに掲げる額と当該計画に係る他の建築物（同法第 29 条第 3 項に規定する他の建築物をいう。次号、第 139 号の 29 の 2 及び第 139 号の 30 において同じ。） 1 棟につき当該他の建築物の用途及び住戸の数又は床面積に応じ次に掲げる額を合計した額とする

- 。
- ア 一戸建ての住宅（建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第30条第1項第4号に掲げる基準に適合していることについて、あらかじめ登録建築物エネルギー消費性能判定機関等による審査を受けたものに限る。）の場合 4,900円
- イ 一戸建ての住宅（建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第30条第1項第4号に掲げる基準に適合していることについて、あらかじめ登録建築物エネルギー消費性能判定機関等による審査を受けたものを除く。）の場合
- (ア) 住宅の床面積が 200 平方メートル未満のとき。 34,000円
- (イ) 同 200 平方メートル以上のとき。 38,000円
- ウ 一戸建ての住宅以外の建築物（建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第30条第1項第4号に掲げる基準

に適合していることについて、あらかじめ登録建築物エネルギー消費性能判定機関等による審査を受けたものに限る。) の場合

第 139 号の25ウ(ア)から(ウ)までに掲げる額のうち当該建築物に係るものを合計した額

エ 一戸建ての住宅以外の建築物（建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第30条第1項第4号に掲げる基準に適合していることについて、あらかじめ登録建築物エネルギー消費性能判定機関等による審査を受けたものを除く。) の場合

前号ウ(ア)から(ウ)までに掲げる額のうち当該建築物に係るものを合計した額

第 2 条第 139 号の27中「（同法第30条第 2 項の規定による申出をする場合に限る。）」を削り、「認定申請手数料」の次に「（同法第30条第 2 項の規定による申出をする場合に限る。）」を、「1 件につき」の次に「申請建築物の」を、「又は床面積」の次に「並びに当該計画に係る他の建築物 1 棟につき当該他の建築物の用途及び住戸の数又は床面積」を加え、「前 2 号」を「前 3 号」に改め、同

条第 139 号の28中「同条第 2 項において準用する同法第30条第 2 項の規定による申出をしない場合」を「同法第29条第 3 項各号に掲げる事項が記載されていないもの」に、「第30条第 1 項各号」を「第30条第 1 項第 1 号から第 3 号まで」に改め、「変更認定申請手数料（」の次に「同法第31条第 2 項において準用する同法第30条第 2 項の規定による申出をしない場合に限り、」を、「除く。）は、」の次に「申請建築物の」を加え、同条第 139 号の29中「同条第 2 項において準用する同法第30条第 2 項の規定による申出をしない場合」を「同法第29条第 3 項各号に掲げる事項が記載されていないもの」に、「第30条第 1 項各号」を「第30条第 1 項第 1 号から第 3 号まで」に改め、「変更認定申請手数料（」の次に「同法第31条第 2 項において準用する同法第30条第 2 項の規定による申出をしない場合に限り、」を、「除く。）は、」の次に「申請建築物の」を加え、同号の次に次の 1 号を加える。

- (139) の29の 2 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第31条第 1 項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画（同法第29条第 3 項各号に掲げる事項が記載されているものに限る。）の変更認定申請手数料（同法第31条第 2 項において準用する同法第30条第 2 項の規定による申出をしない場合に限り、当該計画の工事の着手予定

時期又は完了予定時期のみを変更する場合を除く。)は、申請建築物(当該申請において変更するものに限る。)の用途及び住戸の数又は床面積に応じ第139号の28ア若しくはウ又は前号ア若しくはウに掲げる額と当該計画に係る他の建築物(当該申請において変更するものに限る。)1棟につき当該他の建築物の用途及び住戸の数又は床面積に応じ次に掲げる額を合計した額とする。

ア 一戸建ての住宅(建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第30条第1項第4号に掲げる基準に適合していることについて、あらかじめ登録建築物エネルギー消費性能判定機関等による審査を受けたものに限る。)の場合

2,400円

イ 一戸建ての住宅(建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第30条第1項第4号に掲げる基準に適合してい

ることについて、あらかじめ登録建築物エネルギー消費性能判定機関等による審査を受けたものを除く。) の場合

(ア) 住宅の床面積が 200 平方メートル未満のとき。 17,000円

(イ) 同 200 平方メートル以上のとき。 19,000円

ウ 一戸建ての住宅以外の建築物（建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第30条第1項第4号に掲げる基準に適合していることについて、あらかじめ登録建築物エネルギー消費性能判定機関等による審査を受けたものに限る。）の場合

第 139 号の28ウ(ア)から(エ)までに掲げる額のうち当該建築物（当該申請において変更しない部分を含む。）に係るものを合計した額

エ 一戸建ての住宅以外の建築物（建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第30条第1項第4号に掲げる基準

に適合していることについて、あらかじめ登録建築物エネルギー消費性能判定機関等による審査を受けたものを除く。) の場合

前号ウ(ア)から(カ)までに掲げる額のうち当該建築物(当該申請において変更しない部分を含む。)に係るものを合計した額

第 2 条第 139 号の30中「(同条第 2 項において準用する同法第30条第 2 項の規定による申出をする場合に限る。)」を削り、「変更認定申請手数料」の次に「(同条第 2 項において準用する同法第30条第 2 項の規定による申出をする場合に限る。)」を、「1 件につき」の次に「申請建築物の」を、「又は床面積」の次に「並びに当該計画に係る他の建築物 1 棟につき当該他の建築物の用途及び住戸の数又は床面積」を加え、「前 2 号」を「前 3 号」に改め、同条第 153 号又(ウ)中「1,580,000 円」を「1,590,000 円」に改め、同号又(エ)中「1,940,000 円」を「1,950,000 円」に改め、同号又(カ)中「2,260,000 円」を「2,270,000 円」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の一部を改正する法律(令和元年法律第 4 号)の施行の日から施行する。ただし、第 2 条第 130 号の改正規定は公布の日から、同条第 153 号の改正規定は令和元年10月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の横浜市手数料条例第 2 条第 153 号ヌ(ウ)から(カ)までの規定は、この条例の施行の日以後の申請に係る手数料について適用し、同日前の申請に係る手数料については、なお従前の例による。

提 案 理 由

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部改正に伴い、複数建築物の建築物エネルギー消費性能向上計画の認定申請手数料を徴収する等のため、横浜市手数料条例の一部を改正したいので提案する。

参 考

横浜市手数料条例（抜粋）

（上段 改正案
下段 現 行）

（手数料）

第 2 条 手数料は、次の各号に掲げる種類に応じ、当該各号に定める額とする。

（第 1 号から第 129 号まで省略）

(130) 租税特別措置法施行令 第 20 条の 2 第 14 項 又は 第 38 条の 4 第 23 項
第 20 条の 2 第 13 項 又は 第 38 条の 4 第 22 項 の規定に基づく特定の民間再開発事業に該当するものであることについての認定申請手数料

料 同 31,000 円

（第 131 号から第 139 号の 10 まで省略）

(139) の 11 長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成 20 年法律第 87 号）第 5 条第 1 項から第 3 項までの規定に基づく長期優良住宅建築等計画の認定申請手数料（住宅を新築する場合、かつ、同法第 6 条第 2 項の規定による申出をしない場合に限る。）は、1 件につき建築物の住戸の総数に応じ次に掲げる額を当該住戸のうち同時に申請を行

う 住戸の合計数 $\frac{\text{(以下)}}{\text{(次号から第 139 号の 12 の 2 までにおいて「同時申請住戸数」という。)}} \text{ で除して得た額 (100 円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。次号から第 139 号の 12 の 2 までにおいて同じ。)} \text{ とする。}$

(アからウまで及び第 139 号の 11 の 2 から第 139 号の 16 まで省略)

(139) の 17 都市の低炭素化の促進に関する法律 (平成 24 年法律第 84 号) 第 53 条第 1 項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画 (同法第 54 条第 2 項の規定による申出をしない場合で、かつ、同条第 1 項各号に掲げる基準に適合していることについて、あらかじめ建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第 15 条第 1 項に規定する登録建築物エネルギー消費性能判定機関、同法附則第 6 条の規定による改正前のエネルギーの使用の合理化等に関する法律 (昭和 54 年法律第 49 号) 第 76 条第 1 項に規定す

る登録建築物調査機関、住宅の品質確保の促進等に関する法律第 5 条第 1 項に規定する登録住宅性能評価機関その他規則で定める機関（以下「登録建築物エネルギー消費性能判定機関等」という。）による審査を受けたものに限る。）の認定申請手数料は、認定の対象範囲及び申請に係る住戸の数又は床面積に応じ次に掲げる額とする。

ア 一戸建ての住宅（1 棟の建築物からなる 1 戸の住宅で、住宅の用途以外の用途に供する部分を有しないものに限る。以下この号、次号、第 139 号の 20、第 139 号の 21、第 13 号の 25、第 139 号の 26、第 139 号の 28、第 139 号の 29 及び第 139 号の 31において同じ。）の場合

同

4,900 円

イ 一戸建ての住宅以外の建築物の住戸部分の場合（当該部分以外の部分については当該申請をしないものに限る。）

(ア) 同時申請住戸数
同時に申請を行う住戸の

合計数（以下この号、次号

、第 139 号の 25 及び第 139

号の 26 において「同時申請

住戸数」という。）が 1 戸

のとき。

同

4,900 円

(イ) から (ケ) まで、ウ 及び 第 139 号の 18 から 第 139 号の 24 まで
省略)

(139) の 25 建築物のエネルギー消

費性能の向上に関する法律第 29

条第 1 項の規定に基づく建築物

エネルギー消費性能向上計画（

同条第 3 項各号に掲げる事項が
同法第 30 条第 2 項の規定による
記載されていないもので、かつ
申出をしない場合

同法第 30 条第 1 項第 1 号から
、同条第 1 項各号

第 3 号までに掲げる基準に適合

していることについて、あらか

じめ登録建築物エネルギー消費

性能判定機関等による審査を受

けたものに限る。) の 認定申請
認定申請

手数料（同条第 2 項の規定によ
手数料は、

る申出をしない場合に限る。）

は、申請建築物（同法第 29 条第

3 項に規定する申請建築物をい

う。次号から第 139 号の 30 まで

において同じ。) の認定の対象
範囲及び申請に係る住戸の数又は
床面積に応じ次に掲げる額と
する。

(アからウまで省略)

(139) の 26 建築物のエネルギー消
費性能の向上に関する法律第 29
条第 1 項の規定に基づく建築物
エネルギー消費性能向上計画 (
同条第 3 項各号に掲げる事項が
同法第 30 条第 2 項の規定による
記載されていないものに限り、
申出をしない場合
同法第 30 条第 1 項第 1 号から第
同条第 1 項各号
3 号までに掲げる基準に適合し
ていることについて、あらかじめ
登録建築物エネルギー消費性
能判定機関等による審査を受け
たものを除く。) の 認定申請手
認定申請手
数料 (同条第 2 項の規定による
数料は、
申出をしない場合に限る。) は
、申請建築物の認定の対象範囲
及び申請に係る住戸の数又は床
面積に応じ次に掲げる額とする
。

(アからウまで省略)

(139) の 26 の 2 建築物のエネルギー

一消費性能の向上に関する法律
第 29 条第 1 項の規定に基づく建
築物エネルギー消費性能向上計
画（同条第 3 項各号に掲げる事
項が記載されているものに限る
。）の認定申請手数料（同法第
30 条第 2 項の規定による申出を
しない場合に限る。）は、申請
建築物の用途及び住戸の数又は
床面積に応じ第 139 号の 25 ア若
しくはウ又は前号ア若しくはウ
に掲げる額と当該計画に係る他
の建築物（同法第 29 条第 3 項に
規定する他の建築物をいう。次
号、第 139 号の 29 の 2 及び第 13
9 号の 30 において同じ。） 1 棟
につき当該他の建築物の用途及
び住戸の数又は床面積に応じ次
に掲げる額を合計した額とする
。

ア 一戸建ての住宅（建築物の
エネルギー消費性能の向上に
関する法律第 30 条第 1 項第 4
号に掲げる基準に適合してい
ることについて、あらかじめ

<u>登録建築物エネルギー消費性能判定機関等による審査を受けたものに限る。）の場合</u>	<u>4,900 円</u>
<u>イ 一戸建ての住宅（建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第 30 条第 1 項第 4 号に掲げる基準に適合していることについて、あらかじめ登録建築物エネルギー消費性能判定機関等による審査を受けたものを除く。）の場合</u>	
<u>(ア) 住宅の床面積が 200 平方メートル未満のとき。</u>	<u>34,000 円</u>
<u>(イ) 同 200 平方メートル以上のとき。</u>	<u>38,000 円</u>
<u>ウ 一戸建ての住宅以外の建築物（建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第 30 条第 1 項第 4 号に掲げる基準に適合していることについて、あらかじめ登録建築物エネルギー消費性能判定機関等による審査を受けたものに限る。）の場合</u>	<u>第 139 号の 25 ウ(ア)から(ウ)までに掲げる額のうち当該建</u>

建築物に係るものを合計した
額

エ 一戸建ての住宅以外の建築物（建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第30条第1項第4号に掲げる基準に適合していることについて、あらかじめ登録建築物エネルギー消費性能判定機関等による審査を受けたものを除く。）の場合

前号ウ(ア)から(ウ)までに掲げる額のうち当該建築物に係るものを合計した額

(139) の 27 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第29条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画（同法第30条第2項の規定による申出をする場合に限る。）の認定申請手数料（同法第30条第2項の規定による申出をする場合に限る。）は、1件につき申請建築物の認定の対象範囲及び申請に係る住戸の数又は床面積並びに当該計画に係る他の建築物

1 棟につき当該他の建築物の用途及び住戸の数又は床面積に
応じ前 3 号
前 2 号に掲げる額と同項の規
定による申出に係る建築物又は
建築設備に応じ次に掲げる額を
合計した額とする。

(アからウまで省略)

(139) の 28 建築物のエネルギー消
費性能の向上に関する法律第 31
条第 1 項の規定に基づく建築物
エネルギー消費性能向上計画（
同法第 29 条第 3 項各号に掲げる
同条第 2 項において準用する同
事項が記載されていないもの
法第 30 条第 2 項の規定による申
出をしない場合で、かつ、同法
第 31 条第 2 項において準用する
同法第 30 条第 1 項第 1 号から第
第 30 条第 1 項各号
3 号までに掲げる基準に適合し
ていることについて、あらかじめ
登録建築物エネルギー消費性
能判定機関等による審査を受け
たものに限る。）の変更認定申
請手数料（同法第 31 条第 2 項に
おいて準用する同法第 30 条第 2
項の規定による申出をしない場
合に限り、当該計画の工事の着

手予定時期又は完了予定時期のみを変更する場合を除く。)は、申請建築物の認定の対象範囲及び申請に係る住戸の数又は床面積に応じ次に掲げる額とする。

(アからウまで省略)

(139) の 29 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第 31 条第 1 項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画 (同法第 29 条第 3 項各号に掲げる同条第 2 項において準用する同事項が記載されていないもの法第 30 条第 2 項の規定による申出をしない場合に限り、同法第 31 条第 2 項において準用する同法 第 30 条第 1 項第 1 号から第 3 号第 30 条第 1 項各号号までに掲げる基準に適合していることについて、あらかじめ登録建築物エネルギー消費性能判定機関等による審査を受けたものを除く。)の変更認定申請手数料 (同法第 31 条第 2 項において準用する同法第 30 条第 2 項の規定による申出をしない場合に限り、当該計画の工事の着手

予定時期又は完了予定時期のみ
を変更する場合を除く。) は、
申請建築物の認定の対象範囲及
び申請に係る住戸の数又は床面
積に応じ次に掲げる額とする。

(アからウまで省略)

(139) の 29 の 2 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第 31 条第 1 項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画 (同法第 29 条第 3 項各号に掲げる事項が記載されているものに限る。) の変更認定申請手数料 (同法第 31 条第 2 項において準用する同法第 30 条第 2 項の規定による申出をしない場合に限る。)、当該計画の工事の着手予定時期又は完了予定時期のみを変更する場合を除く。) は、申請建築物 (当該申請において変更するものに限る。) の用途及び住戸の数又は床面積に応じ第 13 号の 28 ア若しくはウ又は前号ア若しくはウに掲げる額と当該計画に係る他の建築物 (当該申

請において変更するものに限る。
。) 1 棟につき当該他の建築物
の用途及び住戸の数又は床面積
に応じ次に掲げる額を合計した
額とする。

ア 一戸建ての住宅（建築物の
エネルギー消費性能の向上に
関する法律第 30 条第 1 項第 4
号に掲げる基準に適合してい
ることについて、あらかじめ
登録建築物エネルギー消費性
能判定機関等による審査を受
けたものに限る。）の場合

2,400 円

イ 一戸建ての住宅（建築物の
エネルギー消費性能の向上に
関する法律第 30 条第 1 項第 4
号に掲げる基準に適合してい
ることについて、あらかじめ
登録建築物エネルギー消費性
能判定機関等による審査を受
けたものを除く。）の場合

(ア) 住宅の床面積が 200 平方
メートル未満のとき。

17,000 円

(イ) 同 200 平方
メートル以上のとき。

19,000 円

ウ 一戸建ての住宅以外の建築物（建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第30条第1項第4号に掲げる基準に適合していることについて、あらかじめ登録建築物エネルギー消費性能判定機関等による審査を受けたものに限る。）の場合

第 139 号の 28 ウ(ア) から(エ) ま
でに掲げる額のうち当該建
築物（当該申請において変
更しない部分を含む。）に
係るものを合計した額

エ 一戸建ての住宅以外の建築物（建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第30条第1項第4号に掲げる基準に適合していることについて、あらかじめ登録建築物エネルギー消費性能判定機関等による審査を受けたものを除く。）の場合

前号ウ(ア) から(オ) ま
でに掲げ
る額のうち当該建築物（当
該申請において変更しない
部分を含む。）に係るもの

を合計した額

(139) の 30 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第 31 条第 1 項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画—(同条第 2 項において準用する同法第 30 条第 2 項の規定による申出をする場合に限る。)の変更認定申請手数料—(同条第 2 項において準用する同法第 30 条第 2 項の規定による申出をする場合に限る。)は、1 件につき申請建築物の認定の対象範囲及び申請に係る住戸の数又は床面積並びに当該計画に係る他の建築物 1 棟につき当該他の建築物の用途及び住戸の数又は床面積に応じ前 3 号に掲げる額と同項の規定による申出に係る建築物又は建築設備に応じ次に掲げる額を合計した額とする。

(アからウまで及び第 139 号の 31 から第 152 号まで省略)

(153) 消防法第 11 条第 1 項前段の規定に基づく製造所、貯蔵所又は取扱所の設置許可申請手数料

(アからニまで省略)

ヌ 浮き屋根式特定屋外タンク
貯蔵所又は浮き蓋付特定屋外
タンク貯蔵所については、次
に掲げる区分に応じ、それぞ
れ次に定める額

(ア) 及び(イ) 省略)

(ウ) 同

10,000 キロリットル以上 50
,000 キロリットル未満のも
の

同

1,590,000 円
1,580,000 円

(エ) 同

50,000 キロリットル以上 10
0,000 キロリットル未満のも
の

同

1,950,000 円
1,940,000 円

(オ) 同

100,000 キロリットル以上 20
0,000 キロリットル未満のも
の

同

2,270,000 円
2,260,000 円

(カ) から(ク) まで、ネからワまで及び第 154 号から第 184 号ま
で省略)